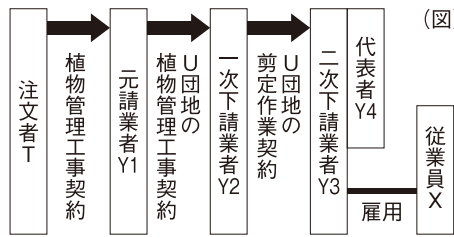




安全配慮義務における先進的安全対策の  
取扱い・安全配慮義務を負う主体の拡大

【事件の概要】

注文者Tは、Y1(元請業者)と植物管理工事契約を締結し、Y1はY2(一次下請業者)にU団地の植物管理工事を委託し、さらにY2はY3(二次下請業者)にU団地の樹木剪定作業を委託した。XはY3の従業員であったが剪定作業の経験がなかった。Y3の代表者Y4はXに対し、一丁掛けの安全帯等の使用方法、作業上の注意点等を指導教育したが、安全帯を外して移動する際の落下事故を防ぐための三点支持の方法を具体的に指導していなかった。Xは剪定作業当日、樹木に登った際に安全帯を使用していなかったところ、転落し、頸髄損傷の傷害を負った。XがY3・Y4のみならず、Y1・Y2にも、安全配慮義務違反があるとして提訴した。(東京高裁H30・4・26判決の事例)



この事件では、東京地裁(以下「一審判決」)と東京高裁(以下「二審判決」)で一部、結論が異なっていることから、比較して説明します(法令・用語は平成25年当時のもの)。

【先進的安全対策の取扱い】

事件発生の平成25年当時、造園業界の慣行では、二丁掛け(フックの掛け替え時の無綱状態を無くして墜落災害を防止する仕様)の安全帯利用は一般的ではなく、法令上も「二丁掛け

で足りるとされていました。そのため一審判決は、安全配慮義務違反の内容を「作業現場の移動時における安全確保の方法を具体的に指導することなく高所作業を行わせたこと」としました。ところが二審判決では、当時発行されていた「二審判決では、当時発行されていた「街路樹剪定ハンドブック」に「安全帯の二丁掛けが考案され近年注目され始めていること」が記載されていたこと、本件事故後、Y1が二丁掛け安全帯を交付して使用指示してい



ること、その指示に先立つ講習会ではY4自身が二丁掛けの安全帯を使用した作業方法を実演したこと等から、安全配慮義務違反の内容を「二丁掛けの安全帯を提供し、その使用方法を指導し、本件作業の際にこれを使用させなかったこと」としました。当時は最新の知見であり、法令でも義務付けられておらず、業界の慣習においても一般的ではなかった安全対策について、事業者を実施義務を負わすのは、公平の観点から違和感があるのが正直な思いです。しかしコスト的に大きなものではなく、労働者の生命・身体に重大な影響がある方法だったことから、裁判所は二丁掛け安全帯の使用を義務付けたのではないとも言えます。この例から事業者には、労働者の身体・生命に重大な影響がある先進的な安全対策については、導入が容易ならば、速やかに導入することが求められる可能性があるといえるでしょう。

【安全配慮義務を負う主体】

安全配慮義務を負う主体は、その労働者と「特別な社会的接触関係を有する者」とされ、特別な社会的接触関係の有無につき、請負の事例では、元請人の管理する設備・工具等を用いていたか、労働者が事実上元請人の指揮、監督を受けて稼働していたか、労働者の作業内容と元請人の従業員の作業内容との類似性等の事情を考慮して判断するとされています(三菱重工業事件・最高裁H3・4・11判決)。

安全配慮義務を負う主体を雇用主以外にまで拡大するのは、直接の雇用主が小規模零細事業者の場合、被害者が裁判で勝訴しても、賠償金を支払う段階で倒産・破産してしまう可能性があるため、できるだけ資力のある主体を対象としたいという動機によるものです。

本件の一審判決では、Y1からY2へ、そしてY2からY3へは、設備・器具等の提供や作業に関する具体的な指示をしておらず、Y1・Y2の従業員との作業内容の類似性もないことから、Y1・Y2については、「特別な社会的接触の関係」はなく、安全配慮義務違反はないとしました(Y3・Y4は責任あり)。

ところが二審判決では、Y1はY2について、指示書等によって「二丁掛けの安全帯の着用」を具体的に指示し、Y1の担当者が週2回程度、現場を訪れて遵守状況の確認をしていたこと、Y2もY3に対し同様の指示をし、Y3の作業員に対し指示が及んでいたことを理由に「特別な社会的接触の関係がある」と判断し、Y1・Y2にも安全

配慮義務違反がある、としました。Xとの関係では、Y1・Y2は、それほど強い接触関係があるとは言いがたいのですが、「二丁掛け安全帯使用」の指示にY1・Y2が大きく関与していたことから、その責任がY1とY2まで拡大されたものと考えられます。

この二審判決は、安全対策の取決め方法の特殊性が影響しているため、必ずしも一般化できませんが、被災労働者から離れた立場の事業主であっても、安全対策に影響を及ぼせる地位にあった場合には、安全配慮義務違反を問われる余地があるかもしれないことをご理解いただければと考えます(もっともXは、安全帯を使用せず落下して受傷したもので、「安全帯の形態」が事故と因果関係があるとは考えにくいのですが、この点は当職も疑問が残ります)。

最後に、一審判決では、Xが安全帯を使用しなかった点について「過失相殺はしない」という結論でした。ところが二審判決では、Xの過失は50%として、損害額が大幅に減額されました。二審判決は「被害者救済の観点から、事業者側の責任を広く認めながらも、被害者の落ち度に着目して損害額を大幅に減額した」といえます。被害者側からすれば、ここで説明した「事業者側に厳しい理論・見解」はどうであれ、結果的に賠償金が半額となったわけですから、「控訴しなかった方がよかつた」という事例だったかもしれません。(庄司法律事務所所長、元愛知労働局紛争調整委員)

イラスト・源安孝